

大分県報

平成二十九年
第二八五〇号
一月二十七日

（金曜日）

目次

告示

- 一 県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧……………
- 一 保安林の指定の解除……………
- 一 解除予定保安林（二件）……………
- 二 道路区域の決定……………

〇告 示

大分県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、豊後高田市田染池部千四百七十番地の坂藤博文ほか十七名からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年一月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営危険ため池緊急整備事業（ため池整備）	一ツ石溜池地区	平二九・一・二七から平二九・二・一六まで	豊後高田市役所

大分県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のと

平成二十九年一月二十七日

おり保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

大分市大字上戸次字王惣三九五七番一

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

大分県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十九年一月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

一 解除予定保安林の所在場所

大分市大字上戸次字銅尻三八二七番二から三八二七番四まで（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五十九号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年一月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

一 解除予定保安林の所在場所

大分市大字上戸次字銅尻三八二七番一

二 保安林として指定された目的

大分県報（告示）

水害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

大分県告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区 間	敷地の幅員	延 長
県道三重新殿線	豊後大野市三重町内田字久知良五二番一地先から豊後大野市三重町内田字高瀬一九二番二まで	メートル 六三・八 〜 一一・五	メートル 六八五・三